資料6-1

2010年HNS条約について

2026年10月14日（水）第10回海事産業委員会

公益財団法人日本海事センター　企画研究部

Japan Maritime Center
日本海事センター

2010年HNS条約の概要

（提言19）ゼロエミッション船の普及により、新燃料の海上輸送の増加が見込まれるため、有害危険物（HNS）の海上輸送に伴う事故の際の賠償・補償の制度を整えておく必要がある。海運業については国際的な統一ルールの適用が望ましく、政府はIMOが策定した２０１０年ＨＮＳ条約に加入し、国内法の制定に向けた準備を急ぐべきである。
また、新燃料を使って運航する船舶の賠償・補償の制度については、現在IMOでその要否を含めて検討しており、この点でもルールメイクを積極的にリードすべきである。

※　1996年に採択された「HNS条約」を2010年に採択された「1996年HNS条約を改正する議定書」によって改正された条約を一体として「2010年HNS条約」という。

- 海運業界で当然となっている船主による責任制限
- 責任制限限度額を超える損害が発生したら？
- 国際的な油濁賠償保障制度→有害危険物質の輸送へ応用
  - 登録船主への責任集中／船主の厳格責任／引き続き責任制限／付保の強制／付保の証明書（国が発行）の備置／保険者への直接請求／HNS基金の設立
- 約6,500種類と言われる化学物質、石油、LNG、LPGによる環境汚染・物的損害・人的損害をカバー

2010年HNS条約の発効について

- HNS貨物受取人が基金に拠出。基金は船主・保険者による賠償が十分でない場合に補償金を支払う。
- HNS基金は、一般勘定（化学品）、石油勘定、LNG勘定、LPG勘定に分かれ、業界をまたいだ責任分担は行わない。
- **2026年5月29日に発効要件充足。2027年11月29日に発効予定。**
- 現在の締約国
  ベルギー、カナダ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スロヴァキア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ
- 現在、IMO法律委員会において、代替燃料で運航する場合の責任・賠償の国際制度について議論が行われている。

1SDR＝約220円

